主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人塚本郁雄の上告理由について。

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件通行権の対象となる通路 の幅員が最小限二メートル必要である旨の原審の判断は、正当として是認すること ができる。そして、原審が建築基準法所定の規定基準を右判断の一資料として考慮 したからといつて、民法二一〇条の解釈適用を誤つたものと解することはできない。 また、所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、ひつきよう、 独自の見解を主張し、かつ、原判決及び所論引用の判例を正解しないで原判決の違 法をいうに帰し、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小/	鄉
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里		清	雄
裁判官	高	辻	正	己